

補助対象：研究会等のグループが行う研修セミナー開催等に対する経費

補助要件

右の①～⑤の要件を
すべて満たすこと

- ①5疾病5事業及び在宅医療における各医療機能の強化や、各医療機能相互の連携体制の強化等を担う高度・専門医療人材の養成を目的とした研究会活動であること
- ②県内の複数の機関の医師、看護師等で構成され、当該分野の専門家が参加している研究会等のグループであること
- ③研究会活動の成果を、一般県民または医療関係者に対する公開セミナーや県開催の成果発表会等で発表すること
- ④応募時点で発足している研究会等のグループであること
- ⑤補助対象期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの範囲内とする

補助対象経費

- ①研修セミナー等の開催経費（講師謝金・旅費、会場費など）
- ②書籍等購入費など研修支援費
- ③その他特に必要と認める経費

補助額

100万円を上限として補助（補助率10／10）

※ただし、予算の範囲内で配分することとし、応募多数の場合は自己財源（会費等）を確保しているグループや、新規のグループを優先した傾斜配分とする。